

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

1

No.211 | Jan. 2019

国際税務

—
BEPS防止措置
実施条約
とは

特集

5月1日から

新元号が始まります

元号

について
勉強しましょう。

〈税金〉消費税のあれこれ

〈労務のみらい〉働き方改革のポイント 第3回

〈ぶらトク〉おせち料理を作るの巻

新年 おめでとうございます。

旧年中は大変お世話になり誠にありがとうございます。

心より感謝申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

平成30年が終わり、新元号のスタートです。いろいろな意味で新しい時代を迎える楽しみと不安な気持ちが交錯します。

生き物の本質は「自由に遊ぶ」ことと、ある本に書いてありました。そうであれば、人も様々な制約を受けながらも少しでも「自由に遊ぶ」ことを実現することが、「生きる」ことになるのかもしれません。

生きている時間の半分が仕事時間とするならば、仕事さえも「自由に遊ぶ」ものにする必要がありそうです。

仕事のレベルをあげ、成果を出し、なによりお客様に喜んでいただける、このことこそが、仕事を「自由に遊ぶ」ものにしていく王道のような気がします。

昨今の働き方改革が、仕事にも「自由と遊び」をもたらす機会になればと思います。

新元号時代が今まで以上に「自由に遊び」のある時代になることを期待しています。

2019年が皆様にとって素敵な一年になりますよう

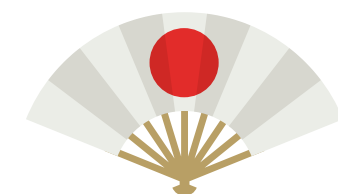
心よりお祈り申し上げます。

2019年 新春
辻・本郷 税理士法人
理事長 徳田孝司



2019年5月1日に皇太子さまが新天皇に即位し、新元号が施行されます。政府は、税金や社会保障などの情報システム改修を混乱なく進めるための期間を考慮して、新元号の公表時期を改元の1カ月前とする方針を決めました。

皆さんは、どのようなプロセスを経て、どのような要件を満たし、元号が決まっていくかご存知ですか？元号を知ることは日本の文化や歴史を知ることにつながります。それでは、元号について、ちょっと勉強してみましょう。



1時間目

元号とは

元号とは特定の年代につけられる称号のことで、「日本書紀」によると日本で初めて元号が使われたのは645年の「大化」になります。**「平成」までの1300年余りの間に、ざっと247の年号が誕生しました。**

現在は、天皇の在位中には元号を変えない「一世一元の制」ですが、これが実施されたのは1868年の「慶応」から「明治」への改元からです。それ以前は天皇の在位中にも災害などの様々な理由によりしばしば改元が行なわれていました。天皇一代で8つの元号が使われたという記録もあります。また、新たな天皇が即位しても、元号が変わらない場合もありました。**「平均すると、1つの元号が使用されていた期間はおよそ5年半になります。」**

元号を世界で最初に使ったのは中国で、2000年以上も前のことになります。その時の元号は「健元」という称号でした。その後、日本を含めアジアの東部に広まりましたが、現在使用的是のは、実は日本だけなんです。

2時間目

元号の決め方

元号の決め方は1979年に成立した「元号法」という法律によって定められています。2項の本則と2項の附則によって構成されています。

元号法

- 第1項：元号は、政令で定める。
第2項：元号は、皇位の継承があった場合に限り改める。
- 附則
第1項：この法律は、公布の日から施行する。
第2項：昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

第2項は、1時間目の「元号とは」で説明した「一世一元の制」のことで。

そして、元号選定における留意点と選定の手続きに関しては、1979年大平内閣時代に出された閣議報告の「元号選定手続き」に以下のように書かれています。

元号選定の留意点

- ア 国民の理想としてふさわしいような意味を持つものであること。
イ 漢字2文字であること。
ウ 書きやすいこと。
エ 読みやすいこと。
オ これまでに元号又はおくり名として用いられていないこと。
カ 俗用されているものでないこと。

選定の手続き

- 候補名の考案
 - 有識者が2案から5案程度の候補を提出
- 候補名の整理
 - 上記留意点を踏まえ、候補を検討・整理
- 原案の選定
 - 総理府総務長官、官房長官、内閣法制局長官(今の官房長官と内閣法制局長官)が原案として数個を選ぶ
 - 全閣僚会議で協議したうえで、衆参両院の正副議長に連絡し、意見を伺う
- 新元号の決定
 - 閣議において、改元の政令を決定

つまり、**学者などの有識者が元号の案をいくつか出して、その中から選定されて、閣議で決定されます。**

「平成」もこの流れによって決められました。「平成」が決定する際には、「平成」の他に、「修文(しゅうぶん)」「成化(せいか)」といった候補が上がっていました。



3時間目

元号の由来

「元号選定手続き」に記載があるように元号は「国民の理想としてふさわしいような意味を持つものであること」が求められます。これまでの元号にも様々な意味が込められていますので、ご紹介します。

・「明治」の由来

四書五経の1つである「易経」の「聖人南面而聴天下、嚮明而治」が由来。**「聖人が北極星のように顔を南に向けてとどまることを知れば、天下は明るい方向に向かって治まる」という意味があります。**

・「大正」の由来

こちらも「明治」同様「易経」の「大亨以正、天之道也」が由来。**「天が民の言葉を嘉納し、政が正しく行われる」という意味があります。**

・「昭和」の由来

「明治」「大正」と同じく四書五経の1つである「書経」の「百姓昭明、協和萬邦」が由来。**「国民の平和と世界の共存・繁栄を願う」という意味があります。**

・「平成」の由来

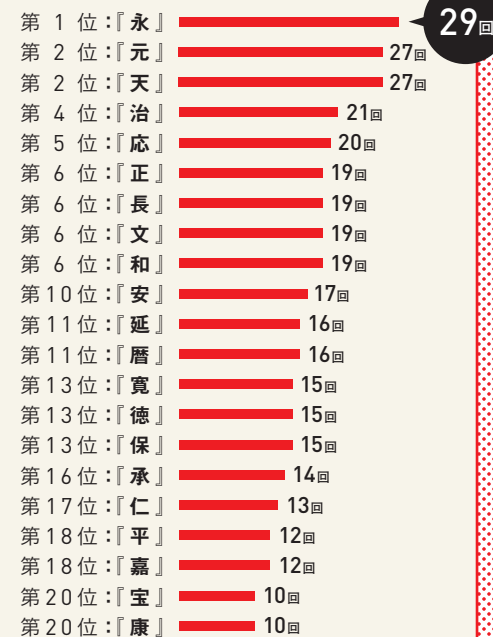
「史記」の「内平外成」と「書経」の「地平天成」が由来。**「内外、天地とも平和が達成される」という意味があります。**

4時間目

よく使われる漢字

これまでに247の元号がありますが、そのうち8世紀の一時期の5つの元号が漢字4文字で、残りの242の元号はすべて漢字2文字になります。したがって、延べ504文字の漢字が使用されていることになりますが、実際に使われたのは72文字。よく使われている漢字には偏りがあります。**「永」「元」「天」という字が特によく使われています。**

出現「漢字」ベスト20



COLUMN-01

くじ引きで決まった「明治」

これまでに247の元号がありますが、の中でたった一つ「明治」は、くじ引きで決まりました。明治天皇を祀る明治神宮のWebサイトには次のように書いてあります。

「明治改元にあたっては、学者の松平春嶽(慶永)がいくつかの元号から選び、それを慶応四年(明治元年)九月七日の夜、宮中賢所(かしどころ)において、その選ばれた元号の候補の中から、明治天皇御自ら、くじを引いて御選出されました」

古来、日本ではくじは神の意思を問うための大切な神事とされており、古代には盛んに行われていました。重要な物事を占いで決めていた古代の風習に立ち返り、くじが採用されたといわれています。

なにがでるかな?



5時間目

イニシャル

平成の改元の際には、アルファベット表記にした場合のイニシャルも選考には重要な要素となりました。「平成」に決まる際に候補としてあがっていた「修文」「成化」は、アルファベットにしたときのイニシャルが「S」になってしまいます。どちらのイニシャルも「昭和」の「S」と重なってしまうため、紛らわしいと政府の担当者が有識者会議で指摘し、最終的に「平成」に決まったという経緯があります。今回も政府としては「明治」「大正」「昭和」「平成」のイニシャルをアルファベットで表記した「M」「T」「S」「H」との重複を避ける方向で検討しているとのこと。



出現「イニシャル」ベスト10

第1位：『K』	63回
第2位：『T』	31回
第3位：『E』	27回
第4位：『J』	21回
第5位：『S』	19回
第6位：『B』	15回
第6位：『G』	15回
第8位：『H』	11回
第8位：『C』	11回
第10位：『M』	8回

COLUMN-02

2019年のGWは10連休になるかも！？

政府は改元の日となる2019年5月1日を祝日にする方向で動いています。5月1日が祝日となると、祝日と祝日に挟まれた4月30日と5月2日は、祝日法により休日となります。そうなると4月27日から5月6日までが10連休となります。

4月27日	土	
28日	日	
29日	月	昭和の日
30日	火	天皇陛下退位
5月1日	水	皇太子さま即位

2日	木	
3日	金	憲法記念日
4日	土	みどりの日
5日	日	こどもの日
6日	月	振り替え休日

6時間目

予想

さあ、元号について勉強してきましたが、概要はご理解いただけたでしょうか。元号は、国民の理想としてふさわしいような意味を持つものです。「これからの時代はこうあってほしい」という思いがそこに込められます。皆さんもちょっと自分なりに考えてみてはいかがでしょうか。まず、未来に向けての理想を思い描いてみましょう。イメージが広がったら、今度は出現数の多い漢字を意識しながら、イニシャルにも留意します。「平成」の次はどんな元号に、どんな時代になるのでしょうか？楽しみですね。

ちなみに徳田理事長の予想は…

「和徳」(わとく)。日本(ヤマト)と人間(ジントク)を取り戻し、人が人として尊敬しあい幸せに暮らしていくことができる日本・時代になればとの願いです。徳田の徳とかぶるので気が引けますが、願いとしては、中々いい案かと思います。



Q

社内飲食費とは？

私は、不動産業の経営者です。先日、税務調査がありました。その際に「1人当たり5,000円以下だからといって社内飲食費についてまで交際費等から除外していませんか？」と指摘を受けました。

飲食費であれば誰と飲食しても1人当たり5,000円以下なら交際費等から除外して「会議費」で処理してよいと思っていたので驚きました。社内飲食費に関する取扱いについて教えてください。

A

法人税法では資本の蓄積や冗費の節約などを理由として、交際費の損金不算入制度が設けられており、税法に定められた限度額までしか損金にできません。大法人の場合は、接待飲食費の50%が損金算入でき、中小法人の場合は、接待飲食費の50%の損金算入と、800万円(定額控除限度額)までの損金算入のいずれかを選択適用できることになっています。

今回問題となった「1人当たり5,000円以下の飲食費」は、一定の要件の下で交際費等の範囲から除外されることになっていますが、会社の役員や従業員だけの社内飲食費は1人当たり5,000円以下であっても交際費等の範囲から除外されず交際費等に該当してしまうことがあるので注意しなければなりません。

ただし、社内飲食費であったとしても、福利厚生費や会議費として交際費等の範囲から除外される場合があります。

まず、「従業員におおむね一律に、社内において供与される通常の飲食の費用」は福利厚生費となります。花見や新年会などが適用になります。また、「会議に関連して、茶菓、弁当その他これに類する飲食物を供与するために通常要する費用」なども会議費として処理できます。全体ミーティングのときの食事代などがあてはまります。

「福利厚生費」「会議費」いずれの場合でも、社内の従業員のうち特定の者だけで食事をした場合や、従業員が一同に会したものであっても、通常供与される食事と比べて不当に高い食事をしたときは、「福利厚生費」や「会議費」とならず「交際費等」として扱われることにご留意ください。



税金 Q&A では皆さんの税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を scope@ht-tax.or.jp までお寄せください。

元号に使ってほしい漢字一文字

「清」 新元号に入ってほしい漢字は「清」です。理由は平成はあまり平らかでなかったので新しい御世は「清らか」になって欲しいのと「清」という漢字が好きなためです。(小林)



税金

消費税のあれこれ



翁 恵子

おきなけいこ

事業承継コンサルティングセンター
税理士

2019年10月、消費税軽減税率が初めて導入されます。
今回は、軽減税率導入の前段階として
「消費税」についてご紹介します。

- 消費税とは？**
消費税とは、「特定の物品やサービスに課税する個別消費税とは異なり、消費」に着目して広く公平に負担を求める間接税」です。私たち個人消費者が納税するのではなく、事業者等を通して納税することを間接税といいます。消費税は、社会の変化に対応できるよう、税収の構成比を個人所得税や法人税から変える必要があると危惧し導入がなされたものです。現在では、国の税収の約3割を占めており、2018年の予算額によると所得税を超えるトップクラスです。
(構成比：消費税32.9%、所得税31.5%、法人税21.5%、資産税等14.1% 財務省参照)
- 消費税の過去**
① 1979年 消費税の導入が打ち出されたが不成立
② 1989年 消費税3% (国税) の導入
③ 1997年 消費税5% (国税) の導入
④ 2014年 消費税8% (国税6.3%・地方消費税1.7%) に増税
⑤ 2015年10月 消費税10% 延期
⑥ 2017年4月 消費税10% 再延期
⑦ 2019年10月 消費税10% に増税及び軽減税率導入

消費税の未来

諸外国では消費税の標準税率が20%近い国も多く、遠くない未来に日本においても消費税の増税が予想されます。いずれにしても、増税が私たちにとってもプラスになるような仕組みづくりを期待するばかりです。

軽減税率導入の前に：

【免税事業者の注意点】

軽減税率の実施により、課税事業者が仕入税額控除を受けるためには、帳簿及び区分経理に対応した区分記載請求書等の保存が必要となります。免税事業者には、自身の消費税申告がないので影響を及ぼしませんが、課税事業者である取引先との取引を行う際、取引先が仕入税額控除を受けるために、区分記載請求書等が必要となる場合があります。

【補助金】

複数税率への対応が必要となる中小零細企業等が、複数税率対応のレジの導入や、受注システムの改修などを行う場合、その経費の一部を補助する補助金があります。

※紙面内の2019年10月の消費税増税及び軽減税率導入は執筆時点の情報によるものです。



元号に使ってほしい
漢字一文字

「変」

改元、消費税増税、少子高齢化、人手不足、AI等、思いつくキーワードを列挙してみました。改元は新しい試みであり、その他は、社会問題であったり、問題の解決策として技術進歩に繋がっていると、一長一短だと思っています。私自身も変化のある辻・本郷 税理士法人で働く上で、変化を恐れず変化を味方につけ成長に繋がってきたいです。

ヒューマン
リソースコラム

労務の未来

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 HR室 田中宏二 〕

働き方改革のポイント 第3回

働き方改革のポイント第3回目の今回は、年次有給休暇とフレックスタイム制についてご紹介させていただきます。

1.年次有給休暇の時季指定付与の義務化

年次有給休暇を取得していない労働者については長時間労働者の比率が高い実態にあることを踏まえ、年5日以上有給休暇の取得が確実に進む仕組みを導入することとなりました。使用者は、年次有給休暇の日数が10労働日以上である労働者にかかる年次有給休暇の日数のうち、5日については基準日の初日から1年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならないとされました。

2.フレックスタイム制(清算期間の延長)

フレックスタイム制は、一定の期間(清算期間)の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業および終業の時刻を選択して働くことにより、労働者が仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことを可能とし、労働時間を短縮しようとする制度です。

今回、制度の導入および活用の促進に向けた労使の取り組みに対する支援策を講じるとともに、より利用しやすい制度となるよう改正が行われました。

- 1 清算期間の上限の延長(1か月以内から3か月以内に延長)
- 2 清算期間が1か月を超え3か月以内である場合の過重労働防止
- 3 完全週休2日制の場合の清算期間における労働時間の限度
- 4 労使協定の締結および届出(清算期間が1か月を超える場合)
- 5 フレックスタイム制により労働させた期間が当該清算期間よりも短い労働者にかかる賃金の取扱い
- 6 法定労働時間となる時間
- 7 罰則(30万円以下の罰金)

3回にわたり働き方改革関連改正法をご紹介してきましたが、働き方改革は、1億総活躍・生涯現役社会の実現のために、政府が主導して進められており、これは企業にとっても事業の存続を掛け取り組むべき内容であると考えられます。法改正に伴う制度について充分検討し、導入することが重要となります。



元号に使ってほしい
漢字一文字

「奈」

一文字挙げるとしたら、「奈」です。理由は、花言葉で、「優雅」「豊麗」「可能性がある」「豊かで美しい」というポジティブな意味と、古都奈良の隆盛というイメージがあり、自分の子供にも使っているからです。新しい時代もぜひ覚えてほしいと思います。



国際税務

BEPS防止措置実施条約の 発効について



湯浅 智生

ゆあさともしき

法人国際部

2019年1月1日より
BEPS防止措置実施条約が発効されることとなりました。

- BEPS防止措置実施条約とは**
- BEPS防止措置実施条約（以下、本条約と呼びます）は、従前よりOECD及びG20により進められていたBEPSプロジェクトうち租税条約に関する措置を既存の租税条約に導入することを目的に結ばれた条約になります。
- 以前は租税条約を改正するには当事者である国同士が交渉し、改正する必要があるが、一つ一つの条約を改正する必要があるが、本条約により本条約を締結しているすべての国との租税条約を改正することが可能になるため、同時かつ効率的に実施することができ、本条約の発効後は、本条約の規定が既存の租税条約の規定にある場合は既存の租税条約の規定を読み替えて適用し、既存の租税条約に規定がない場合は既存の租税条約に加えて本条約の規定が適用されることになります。
- BEPS防止措置実施条約の内容について**
- 日本が適用することを選択している主な本条約の規定は、下記のものになります。
- ① 課税上存在しない団体を通じて取得される所得に対する条約適用に関する規定（第3条）
 - ② 双方居住者に該当する団体の居住地国の決定に関する規定（第4条）
 - ③ 租税条約の目的に関する前文の文言に関する規定（第6条）
 - ④ 取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定（第7条）
 - ⑤ 主に不動産から価値が構成される株式等の



- 譲渡収益に対する課税に関する規定（第9条）
- ⑥ 第三国内にある恒久的施設に帰属する利得に対する特典の制限に関する規定（第10条）
 - ⑦ コミッション・アグリーメントを通じた恒久的施設地位の人為的な回避に関する規定（第12条）
 - ⑧ 特定活動の除外を利用した恒久的施設地位の人為的な回避に関する規定（第13条）
 - ⑨ 相互協議手続の改善に関する規定（第16条）
 - ⑩ 移転価格課税への対応的調整に関する規定（第17条）
 - ⑪ 義務的かつ拘束力を有する仲裁に関する規定（第6部）
- BEPS防止措置実施条約の適用関係**
- 2019年1月1日から適用される租税条約については本原稿の執筆時点（11月下旬）では、イスラエル・英国・オーストラリア・スウェーデン・スロバキア・ニュージーランド・フランス・ポーランドの8か国となっており、本条約が適用される租税条約は財務省HPに掲載されています。

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。TEL:03-5323-3537 mail:tp@ht-tax.or.jp

元号に使ってほしい
漢字一文字

「智」 自分の名前に使われているから。



IPOは 会社が大きく 成長できる手段です！

シリーズ第6回「開示制度とは？」

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 執行役員 折茂雄一郎

第6回目（シリーズ最終回）は、開示制度について、わかりやすく解説します。

1.開示制度とは何か？

そもそも開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資家が十分に投資判断を行えるような資料を提供するため、有価証券届出書等の各開示書類の提出を有価証券の発行企業に義務づけ、これらを公衆に縦覧させることにより、事業内容、財務内容等を正確、公平かつ適時開示を行うことをもって、投資家保護を図ろうとする制度です。

要するに、自社の株をより買ってもらい、株価を上げていくためには、自社の業績向上はもちろん、より透明で分かりやすく自社の実態を公衆に開示しなければなりません。

IPOによって上場するということは、不特定多数の投資家に株を購入してもらうことであり、経営者として適切な経営責任・説明責任を果たす義務を負います。

ですので、自社の経営方針の修正・転換やいわゆる「お家騒動」的なニュースが開示されますと、投資家による不安から売りが重なり、株価が暴落するリスク

もあります。昨今の大家具やRIZAPのニュースも記憶に新しいところです。

一方で、着実に自社を成長・繁栄させ、業績向上している企業は、市場からも好意を持って迎えられるので、株価上昇という投資家の評価がなされるのも事実です。

2.上場時の開示書類とは何か？

それでは、まずIPOする際の上場時における開示書類にはどのようなものがあるかというと、【表1】のように3種類あります。

中でも、最もボリュームがあり、早期から計画的な作成が必要な書類が「上場申請のための有価証券報告書」です。これは俗に「Iの部」と呼ばれ、この詳細版で、上場審査の実質的な審査資料になるのが、「IIの部」と呼ばれるものです。

「Iの部」は、上場企業が毎期作成する有価証券報告書とほぼ同内容であり、加えて、「特別情報」として上場申請3期前から5期前までの財務諸表の記載が求められ、上場承認後に投資家に公開されますので、事前の十分な吟味が必要です。

「IIの部」は、具体的には、製品・商品・サービスの特徴、取引先の概要、自社の

経営管理体制、中長期経営計画といった内容を詳細に記載しますので、その作成準備には相応の時間を要します。

上場時のプロセスでは、証券取引所に上場が承認されると、証券取引所のHPにこの「上場申請のための有価証券報告書」が開示されます。その後、自社で新株発行の取締役会決議を行い財務局にこの有価証券報告書を提出、電子開示システム「EDINET」で開示され、幹事証券会社から目論見書が交付されます。

3.上場後の開示書類とは何か？

IPO上場後は、いよいよ上場企業の仲間入りです。金商法による年度／四半期決算に加え、会社法による開示も求められます。

また、適時開示（タイムリーディスクロージャー）の観点から、例えば会社の業績予想に関して一定基準のもと修正を要する場合、それを開示する等、投資家への情報開示が重要となり、自社の経営管理/経理体制の強化が益々重要となってきます。上場企業のHPを見ると必ずIR（投資家情報）サイトがあり、様々な情報が開示されています。

【表1】上場時の開示書類

区分	新規上場申請のための有価証券報告書 ※1	目論見書	コーポレート・ガバナンスに関する報告書
証券情報	—	第一部	—
企業情報	第一部	第二部	※2
提出会社の保証会社等の情報	第二部	—	—
特別情報	第三部	—	—
株式公開情報	第四部	第四部	—

※1 有価証券届出書第二号の四様式に準じて作成されます。この有価証券届出書とは、有価証券の募集や売出しを行う場合などに、その募集または売出しを行うとする発行会社が内閣総理大臣に宛てて提出する開示資料です。

※2 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や資本構成・企業属性、経営管理組織、利害関係者にかんする施策、内部統制システムの他の記載が求められます。

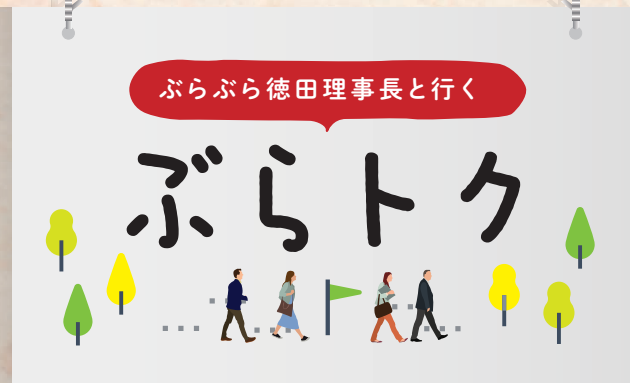
【表2】上場後の開示書類

根拠法／提出先	提出書類（開示書類）	提出事由	提出時期
金融商品取引法／各財務局	有価証券報告書	年度決算	3カ月以内
	内部統制報告書	—	—
	四半期報告書	四半期決算	45日以内
	臨時報告書	合併・事業譲渡・増資等	適時
取引所規則 取引所	有価証券届出書	増資等	適時
	決算短信	年度決算	概ね45日以内
	適時開示等所定の様式	四半期決算	—
	コーポレート・ガバナンスに関する報告書	業績予想の修正等	適時
会社法	事業報告書	年度決算	適時
株主総会	個別（連結）計算書類 付属説明書	年度決算	総会開催は年度決算期末日より3カ月以内 株主総会開催日2週間前までに招集通知を交付

元号に使ってほしい
漢字一文字

「栄」

新しい元号に使ってもらいたい漢字一文字ですが、古来の元号一覧と使用漢字の傾向をWikipediaで見てもわかりはつかめず（あたりまえですが（笑））、これからの日本の末永い繁栄への祈りを込めて「栄」という漢字が思い浮かびました。今まで使われていない字かもしれないので、もしかしたら採用の確率は高いでしょうか？（ありませんが（笑））



お正月は、おいしく楽しく過ごしたいと考えていた相続部 部長の井口麻里子さんと公益法人部 部長の戸塚裕也さん。理事長を誘って3人で、おせち料理を習いに料理教室へ行くことになりました。さて、おせち料理はうまくできたでしょうか？

だて巻き

巻いた形から「巻き物」を表し、学問や文化の発展を願う縁起物とされています。



おせち料理の名前の由来

「おせち」とは本来、暦上の節句のことで、その際に食べる料理を「おせち料理」と呼んでいました。やがて、節句のうちでも最も重要なお正月の料理だけを指すようになったのです。また、おせち料理を構成するそれぞれの料理には、縁起のよい名前がついたり、おめでたい意味が込められています。

- 黒 豆: まめ(健康)に暮らせるように無病息災を願う
- 数の子: たくさんの卵をもっていることから子孫繁栄を願う
- 昆 布: 「よろこぶ」という語呂合わせによる縁起もの
- 柚 子: 美しい黄色が太陽や生命力の象徴とされる
- え び: 腰が曲がるまでに長生きをという願いを表す

#033

おいしいお正月を！ おせち料理を作るの巻

ぶらトク
Facebookは
こちら

取材協力: ベターホームのお料理教室

◎東京都渋谷区渋谷1-15-12
(教室は全国17か所)
◎<http://www.betterhome.jp/>
◎TEL:03-3407-0471



ベターホームのお料理教室の講師、宗像陽子さんに教えていただきました。説明がとても丁寧で、笑顔が印象的でした。

門松きゅうり

前菜やオードブルにとっても重宝します。



ベターホームのお料理教室について

首都圏・京阪神・名古屋・札幌・仙台・福岡など全国17教室で開催。初心者向け「お料理入門コース」、和食を基本から習う「和食基本技術の会」のほか、パン・ケーキ・和菓子などの手作りコース、魚のおろし方を習うコースなど全15コースと豊富。男性クラスもあります。すべてのコースが、年2回(5月・11月)開講、月1回(全6回)の半年コース。半年間通うのがむずかしいという方は、思い立った時に1回から受講できるチケットも販売中。季節の手作りや食文化、人気店のメニューが学べる1日教室も毎月開催しています。今回体験いただいた「伝統おせちの会」は、毎年12月に開催している人気の教室です。

鴨の柚香みそ

柔らかな鴨肉を、コクのあるおいしいみそで食べてください。



TODAYS PARTNER

〈今回のパートナー〉
相続部 部長
井口 麻里子さん

料理教室は初めてです。教わったことを家で試してみます！

個人の方を対象に、相続税の申告だけでなく生前からの資産継承やコンサルティングなどを行っています。

『元号に使ってほしい漢字一文字』
「豊」 物質的に、というより、穏やかに心豊かに暮らせる国になれば、という願いを込めて。歴代の元号を調べたら、「豊」が使われたことがないようです。混沌とした時代の流れの中で、日本人として、個性を持ち、心の豊かさを大切に生きていけるような、そんな新しい時代を願っています。

TODAYS PARTNER

〈今回のパートナー〉
公益法人部 部長
戸塚 裕也さん

普段はほとんど料理しませんがやってみると楽しいですね。

一般法人や公益法人など非営利法人を対象とした会計税務業務やコンサルティングを行っています。

『元号に使ってほしい漢字一文字』
「歩」 文字で組み合わせで使うことは難しいかと思いますが、私もまだまだ未熟者であり、日々研鑽し、一步一步着実に歩むという自分への思いと将棋が好きで歩からの成金ということも考えると、平成からの歩みをよりよい未来へ繋げ成って欲しいという思いから、「歩」という言葉を選びました。

ぶらトクポイント

食べてしまうと一瞬ですが、料理は本当に奥が深いですね！きれいに美しく仕上がりました。

和風度 ★★★★★
ものづくり度 ★★★★★

※今回は特別に着物で体験していますが、通常のお料理教室ではエプロンと三角巾の着用が必要です。

参加費
無料

辻・本郷 税理士法人 主催 平成31年度 税制改正セミナー

平成31年度税制改正大綱が公表されました。
注目となっている「住宅ローン控除の適用期間の延長」や
「個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設」など、
改正情報を分かりやすく解説します。

東京	2月5日(火) 午前・午後 ルミネ0 スタジオ2室	大宮	2月20日(水) ソニックシティビル 604号室
大阪	2月6日(水) 梅田ダイビル 地下1階 会議室	名古屋	2月20日(水) ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 葵
福岡	2月6日(水) ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲 花	神戸	2月20日(水) 神戸国際会館 8階 805号会議室
盛岡	2月12日(火) ホテルルイズ 2階 松の間	広島	2月20日(水) ANAクラウンプラザホテル広島 4階 カメリア
青森	2月13日(水) 青森県観光物産館アスパム 4階 十和田	北九州	2月20日(水) リーガロイヤルホテル小倉 4階 エメラルドホール
札幌	2月14日(木) 札幌国際ビル A会議室	沖縄	2月20日(水) 沖縄県立博物館美術館 美術館 講座室
仙台	2月14日(木) TKPガーデンシティ仙台 13階(ホール13B)	秋田	2月21日(木) 秋田市にぎわい交流館AU 4階 研修室
大分	2月14日(木) iichiko総合文化センター 4階 中会議室1	小田原	2月21日(木) ラスカ小田原 6階 U-meテラス
新潟	2月19日(火) 学生総合プラザSTEP 小研修室	横浜	2月22日(金) A P横浜駅西口 Hルーム
水戸	2月20日(水) ホテルレイクビュー 雅AB	八戸	2月26日(火) 八戸プラザホテル 桜の間

各会場	14:00~16:00(受付13:30~)	青森・秋田・仙台	15:00~17:00(受付14:30~)
東京	【午前】10:00~12:00(受付9:30~) 【午後】14:00~16:00(受付13:30~)		

お申込み&お問い合わせ ☎0120-730-706 【受付時間】9:00~17:30
※土日・祝日・年末年始除く

辻・本郷 税理士法人 | 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL 03-5323-3301(代表) FAX 03-5323-3302

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町6-1 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 バーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷事務所	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井事務所	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小銀冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.03-5323-3533
代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732

練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和事務所	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0904 長野県長野市七瀬中町86-1 TEL.026-224-2091 FAX.026-224-2349
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入面谷鉦町79番地 ヤサカ四条丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル 5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231



税のお悩みは**辻・本郷**にご相談ください



相続・贈与／事業承継／税務顧問

事業再編／事業再生・M&A／税務セカンドオピニオン／国際税務顧問／

確定申告／会計・人事のアウトソーシング／医院・病院コンサルティング／

公益・一般法人コンサルティング／社会福祉法人コンサルティング／自治体向けコンサルティング



専門特化型・国内最大規模を誇る税理士法人 東京税理士会所属

辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

お気軽に
ご相談ください

☎ **0120-730-706**
<http://www.ht-tax.or.jp>

【受付時間】9:00～17:30
※土日・祝日・年末年始除く

辻・本郷 検索